

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事対象河川及び施行区間は、表-3.1.1、図-3.1.1に示すとおりです。

また、局所的に流下能力が不足している箇所については、必要に応じて部分的な改修（河道掘削等）を行い、浸水被害の軽減を図ります。

なお、動植物に関しては、その生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、整備内容との関係を踏まえ、必要に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、十分配慮するものとし、希少種については、ミチゲーションによる生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。さらに、河川整備を行う際には特定外来生物が流域内外に拡散しないように努めます。

表-3.1.1 対象河川及び施行区間

| 河川名 | 位置 | 区間延長 |
|---------------|----------------------|--------|
| 本郷川 (高潮区間) | ・ 河口から約 575m 区間(左右岸) | 約 575m |

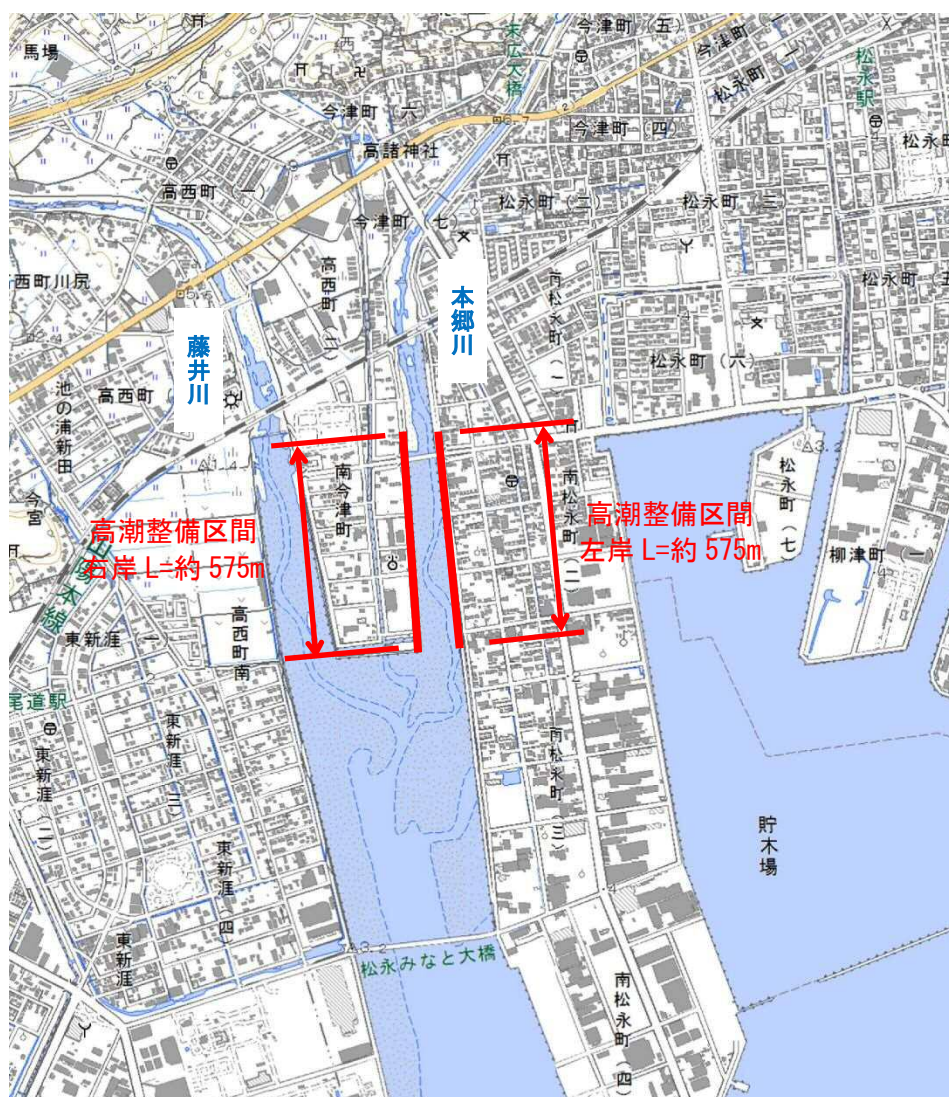


図-3.1.1 対象河川及び施行区間位置図

(1) 高潮対策

本郷川河口部においては、尾道糸崎港（機織地区）における高潮堤防の設計が実施され、図-3.1.2のB地点及びC地点の高潮堤防は整備済みであり、A地点については現在整備中です。

本郷川河口部の高潮区間における堤防高は、整備済みの高潮堤防高との整合を図り、1/30年確率の波浪や耐震も考慮した構造とするとともに、高潮堤防を両岸ともにパラペット天端高T.P.+4.22mとします。

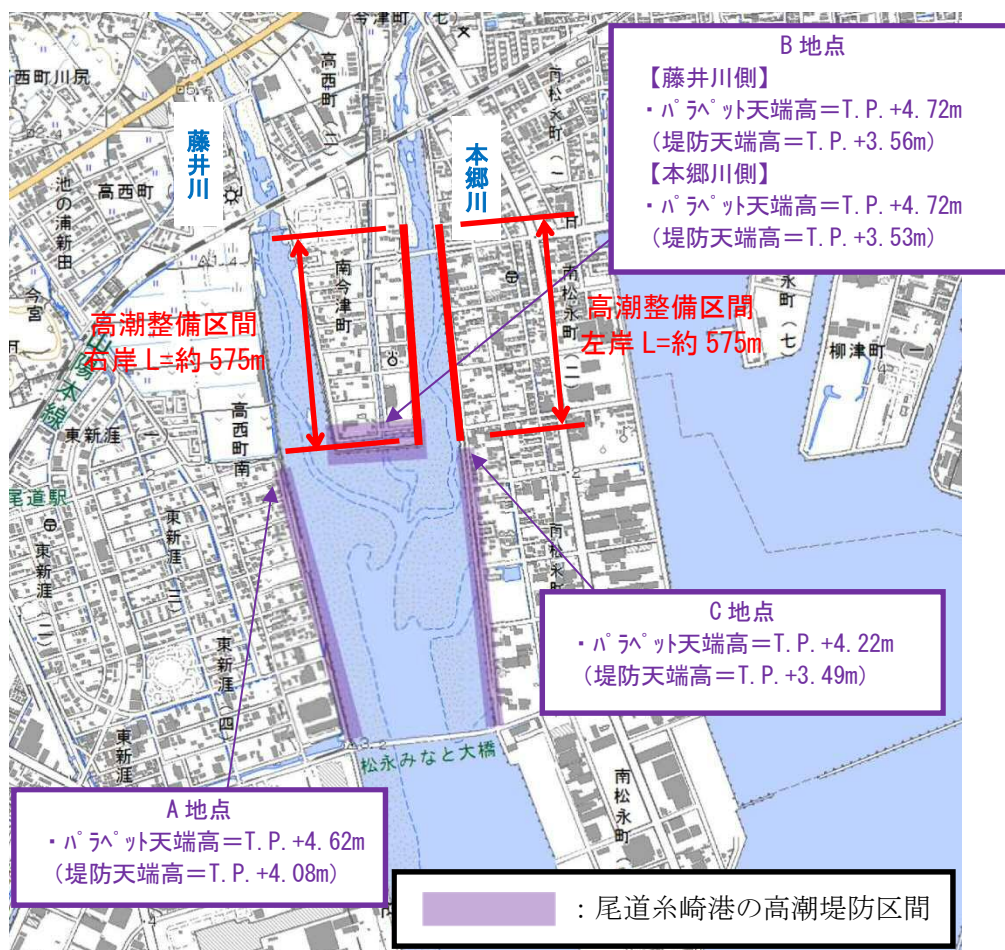
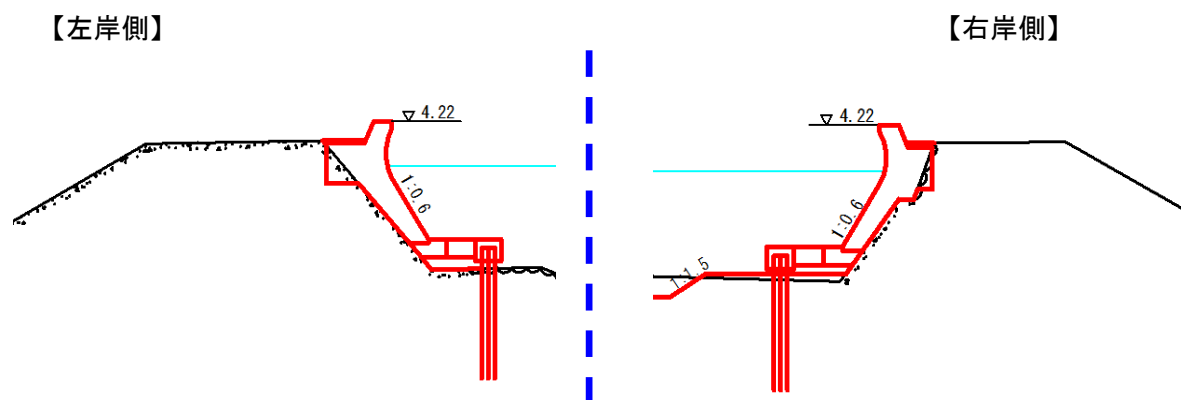


図-3.1.2 本郷川河口部の高潮整備状況図



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合があります。

図-3.1.3 本郷川高潮区間横断面図のイメージ図

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

また、広島県では効率的かつ効果的な維持管理（アセットマネジメント）を実施するため、「広島県河川維持管理計画(案)」を平成21年4月に策定しています。

この計画に基づき、河川巡視や出水期前・出水後など適切な時期に点検を実施し、状態把握及び評価を行い、その点検結果を蓄積するとともに必要な対策を実施することで、「河川管理施設」の機能の維持に努めます。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、本郷川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

堆積した土砂等が、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処理を行います。

(2) 護岸、堤防等の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

また、平成30年7月豪雨で家屋浸水被害が発生した区間について、暫定的な護岸のかさ上げを実施するなど、家屋浸水被害の軽減に努めます。

さらに、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(3) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈や樹木の管理を地域住民と協力しながら行います。

(4) 汚濁流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

(5) ゴミ等対策

本郷川流域のごみ等への対策については、河川の良い環境を保つため、河川巡視により監視の強化に努めるとともに、河川の浄化運動や地域住民を対象に川についての理解を深めてもらう活動、そのほか占有者に対する適切な指導を行うなど、地域住民・行政が一体となり対策を検討します。